第6部 ボッチャ

第1条 原 則

本規則に定める各項およびそれ以外は、同年度の(一社)日本ボッチャ協会競技規則を準用する。

第2条 競 技 場

2-1 競技場の条件

屋内体育館を原則とし、空調装置が設置されていなければならない。 コートの表面は、フローリングまたは弾力床材で平坦でかつなめらか でなければならない。

2-2 コート

- (1) コートの大きさは、原則として 12.5m × 6m である。 ただし、会場の条件等によりエンドラインまでの距離を 10m まで短 縮することができる。
- (2) コートのラインテープは、サイドライン・スローイングライン・V ラインには $4.0 \text{cm} \sim 7.0 \text{cm}$ 幅のテープを使用し、投球エリア内を区切るボックスサイドラインとターゲットボックス内のクロスは $1.9 \text{cm} \sim 2.6 \text{cm}$ 幅のテープを使用する。
- (3) ターゲットボックスの規定サイズ:長さ35cmで、1.9cm~2.6cm幅のラインテープを使用する。
- (4) 競技では使用するスローイングボックスは2番、3番、4番、5番のみとする。

